

## 土地の有償譲渡の届出について

東京都市計画第一種市街地再開発事業 自由が丘一丁目29番地区第一種市街地再開発事業について適用される、都市計画法第57条による土地の有償譲渡の届出の公告を令和2年10月5日に行いました。土地の先買い等の内容は次のとおりです。

### 1 届出が必要な期間

令和2年10月16日以降に行われる、土地の有償譲渡

### 2 届出が必要な土地

東京都市計画第一種市街地再開発事業 自由が丘一丁目29番地区第一種市街地再開発事業の施行区域内にある土地。

### 3 届出が必要な者

2の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除きます。）

### 4 届出事項（届出用紙がありますので、それに必要事項を記入して提出してください。）

- (1) 有償で譲り渡そうとする土地
- (2) その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額）
- (3) 譲り渡そうとする相手方
- (4) 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- (5) 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物つき所有権を有する者の氏名及び住所

### 5 届出及び提出先

届出は目黒区長宛となりますが、提出先は、街づくり推進部地区整備課となります。

### 6 届出以降の流れ

- (1) 届出があった後30日以内に目黒区長が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、目黒区長と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。
- (2) 届出をした者は、届出後30日間は、その土地を譲り渡すことができません。なお、届出後30日以内に目黒区長から届出に係る土地を買い取らない旨の通知があったときは、その時までその土地を譲り渡すことができません。

## 7 問い合わせ先等

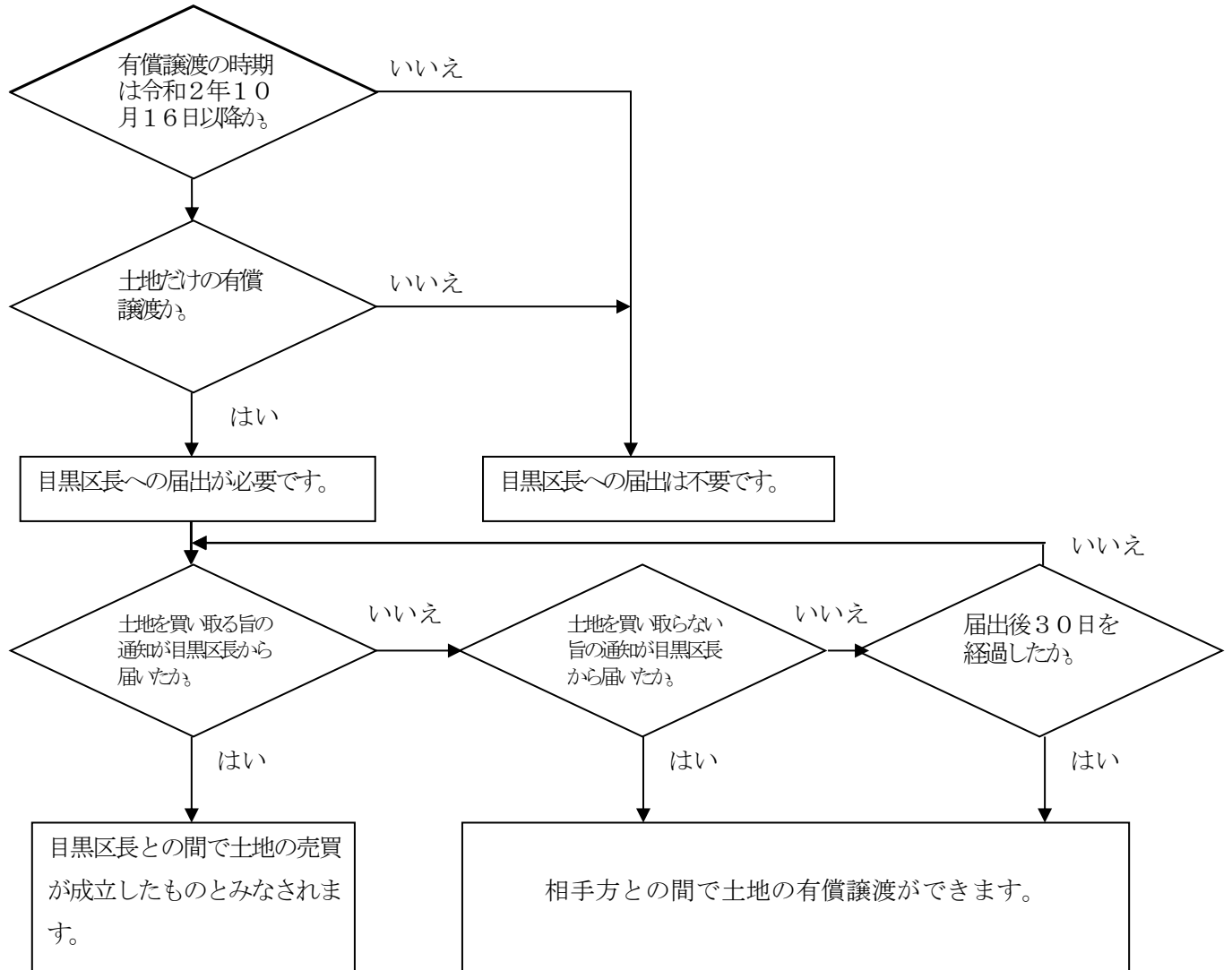
目黒区街づくり推進部地区整備課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話03-5722-9430、ファックス03-5722-9239

## 8 流れ図

いままでの説明を図にすると、下記ようになります。



# 施行区域図



別記様式第11（第43条関係）

土地有償譲渡届出書

年 月 日

東京都目黒区長 殿

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	④

都市計画法第57条第2項本文の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構造の概要	延べ面積	当該建築物その他の工作物の所有者の氏名及び住所

4 予定対価の額に関する事項

予 定 対 価 の 額	
-------------	--

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記簿に登記された地積（旧土地台帳法の規定の適用がある場合には土地台帳に登録された地積）を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄は、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物の所有者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 譲り渡そうとする者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自書で行う場合においては、押印を省略することができる。